

2009年（平成21年）1月28日

鳥取大学 学長
能勢 隆之 殿

鳥取地区事業場 過半数代表者
廣重 佳治



意見書

平成20年12月11日（木）12時15分より説明のあった次の就業規則の改正等に対する意見はつぎのとおりである。

- I 任期付教員の取扱いを改めるもの（産学・地域連携推進機構）
鳥取大学における教員の任期に関する規則の一部改正

項目 I 改正内容については意見なし。
手続きの適正化を要望する。

以上